

あたまの健康チェック

認知症予防の一環として、簡易な認知機能チェックと個別相談を行います。ぜひご利用ください。

対象

- ①市内在住の65歳～79歳の方
- ②認知症の診断や治療を受けていない方
- ③介護保険で要支援・要介護に該当していない方

日時 7月23日(火) 8:50～12:00
1人あたり30分程度

場所 市役所3階301会議室(花岡町2)

定員 10人

申込 前日までに**TEL**

※認知症などの診断をするものではありません。

※初めての方を優先させていただきます。

問合せ 市地域包括支援センター
☎35-2940

オレンジカフェ

オレンジカフェは、認知症の人を介護している人や認知症に関心がある人などが交流する場です。本人や家族も一緒にお越しください。

今回は、「おしゃべり会」を予定しています(事前申込不要)。

日時 7月12日(金) 13:30～15:00
※通常は15日に開催していますが、今月は都合により変更しています。

場所 認知症の人と家族の会岐阜県支部(昭和町1・旧綿屋の清水ふとん店)

参加料 1人200円

問合せ 飛驒地区認知症カフェ実行委員会
☎62-9482

介護者のための

「ほっとする談話室」

介護に関する悩み事や困りごとの相談ができます。

①ほっとする介護・健康談話室

日時 7月3日(水)、4日(木)
10:00～15:00

場所 市図書館「煥章館」(馬場町2)

②介護に関する何でも相談

日時 7月20日(土) 10:00～15:00

場所 まちスポ飛驒高山
(天満町1・フレスポ飛驒高山内)

※事前申込不要、参加無料です。時間内は出入り自由ですので、都合のいいときにお越しください。

問合せ NPO法人まちづくりスポット
☎62-8550

7月の献血

駐車場が少ない会場もありますのでご注意ください。

※印の会場は400ml限定の献血です。

問合せ 福祉課
☎35-3356

期日	時間	場所
8日(月)	12:30～16:30	市役所(花岡町2)
9日(火)	9:00～12:00	ウエディングパーク高山フローラ(桐生町8)
	14:00～16:30	駿河屋アスモ店(岡本町2) ※
10日(水)	9:00～10:30	市民文化会館(昭和町1)
	15:00～16:30	こくふ交流センター(国府町広瀬町) ※
12日(金)	10:00～12:00	ルビットタウン高山店(岡本町3) ※ (献血キャンペーン)
17日(水)	9:00～12:00	株式会社和井田製作所(片野町)
	14:00～16:30	山王福祉センター(森下町1)

高齢者のための住宅改修費用助成制度

市では、高齢者がご自宅ですべてでも健やかな生活ができるように、手すりの設置や段差解消などバリアフリー化を行うための住宅改修をする費用を助成する制度や、屋根融雪装置を設置する費用を助成する制度があります。

各制度とも、工事着工前の申請が必要です。助成を希望される方は事前にご相談ください。

●高齢者のための住宅バリアフリー改修制度

手すりの取り付けや段差解消、滑り防止、移動円滑化のための床材の変更など、生活の維持向上と自立の助長につながる住宅のバリアフリー工事に対し助成します。

対象 市内に住所を有する65歳以上の方がいる世帯

令和5年3月31日までに工事が完了し、交付申請ができる世帯

助成額 工事対象金額の1/2(限度額37万5,000円)

●高齢者のための屋根雪融雪装置設置工事助成制度

屋根の雪を融雪する装置や屋根先にネット状のものを設置し融雪する工事に対し助成します。

対象 市内に住所を有する65歳以上の高齢者世帯

※原則として、同一敷地内に二親等内の親族(子、孫、兄弟など)がお住まいの方は助成することができません。

※過去に本事業の助成を受けたことがある方は補助できない場合があります。

助成額 生計中心者の市民税の額により、最高60万円まで支給します。

※市民税の額によっては補助できない場合もあります。

●介護保険の住宅改修助成制度

手すりの取り付けや段差解消、滑り防止、移動円滑化のための床材の変更などの住宅改修に対し助成します。

対象 要介護認定または要支援認定を受けた方

助成額 20万円を支給限度額とし、その9割を限度として介護保険から払い戻されます。

●高齢者のための住宅改造助成制度

介護保険の給付対象で、20万円を超えた住宅改修や階段昇降機の設置、車いすで利用できる洗面台の設置、介護保険による住宅改修自己負担分などに対し助成します。

対象 要介護認定または要支援認定を受けた方

※過去に本事業の助成を受けたことがある方は原則利用できません。

助成額 生計中心者の前年所得税額により、最高75万円(介護保険給付20万円を含む)

※所得税の額によっては、助成できない場合もあります。

問合せ 高年介護課 ☎35-3178

※障がい者手帳をお持ちの方に対する住宅改修費用助成制度もあります。

詳しくは福祉課(☎35-3356)までお問い合わせください。

広告